

○御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会設置条例

平成21年3月9日

条例第2号

(設置)

第1条 市民と行政がまちづくりの理念及び方向性を共有し、対等な立場で協力していく市民協働型まちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査し、審議し、及び推進する。

- (1) 市民協働型まちづくりの施策に関すること。
- (2) 市民協働型まちづくりの推進状況及び成果を検証し、並びに評価すること。
- (3) 御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付要綱（平成19年御殿場市告示第78号）第5条に規定する審査に関すること。
- (4) その他市民協働型まちづくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 市民活動団体に属する者
- (3) 知識と経験を有する者
- (4) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 会議は、議により公開しないことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員の除外)

第6条 委員は、自らが所属する団体の利害に關係ある審査事項については、議事に加わることができない。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。